

諮問庁：独立行政法人労働者健康安全機構

諮問日：平成31年1月30日（平成31年（独個）諮問第6号）

答申日：平成31年3月14日（平成30年度（独個）答申第51号）

事件名：特定病院が本人に対して行った説明を記録した文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1（1）ないし（4）に掲げる保有個人情報（以下、（1）及び（2）に係るものを「請求保有個人情報1」、（3）及び（4）に係るものを「請求保有個人情報2」といい、併せて「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し、請求保有個人情報1につき、別紙の2に掲げる文書1ないし文書6に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定して開示し、請求保有個人情報2につき、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示とした各決定については、本件対象保有個人情報を特定したこと及び請求保有個人情報2を不開示としたことは、いずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成30年11月2日付け労健安収第5395号及び同第5395号の2により独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定及び不開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

ア 原処分1について

原処分において、特定年月日M文書と特定年月日O文書の情報は開示されているが、それ以前に説明したという文書がない。不開示とした部分は「なし」とされているが、別紙の3に掲げる保有個人情報が開示決定から漏れている。

イ 原処分2について

開示を申し出た別紙の1（3）及び（4）に掲げる文書並びに「患者特定個人Aにかかる診療中の、特定年月日J実施の心電図検査記録の一切」について、「開示請求者は法12条に規定する保有個人情報

を関する開示請求権を有しないため」との理由で開示しない旨の決定があった。

審査請求人は、特定年月日 J に入院中の特定病院で（略）で急死した夫である特定個人 A の突然の死亡に至る経過等を知りたくて、特定病院へ問い合わせ診療記録の開示を請求してきた。

審査請求人は、患者の妻であり相続人でもあるので、特定個人 A の診療録等の情報は、同時に審査請求人の個人情報でもあるので法 12 条の「自己を本人とする保有個人情報」に該当するので開示請求権を有する。

(2) 意見書

ア 開示請求書に記載された「①審査請求人に関する事」について

諮問庁が原処分 1 の維持が適当と考える理由として、「当初開示を求められた保有個人情報について、当初開示請求された文書に該当するとして追加で特定するものはなかったので、原処分 1 の維持が適当である」としている。

しかし、開示対象の特定から漏れた以下の保有個人情報は、いずれも諮問庁での個人情報開示に関わる開示手続事務の一端として、開示請求人と諮問庁の事務担当者とのやり取り（開示請求人からの請求内容や諮問庁担当者の応答内容）として記録され文書化されて保管されているものである。その記録内容が、「経緯報告」、「電話対応記録」、「説明経過書」、「請求人への教示記録」、「開示請求に対する回答」等の名称を付した文書名として特定されているかはともかく、①特定年月日 K、②特定年月日 O、③特定年月日 Q、④特定年月日 R の期日における各個人情報開示手続の業務を記録した、諮問庁の業務記録のうち、審査請求人の請求内容についての疑問や説明、返事、回答を記した業務記録文書が存在することは明らかであり（そうでなければ諮問庁での個人情報取扱い業務を行った事実は残されないことになる）、うち審査請求人に関わる部分は、審査請求人の個人情報であるから、保有個人情報として法に基づき開示請求権を有する。

諮問庁の理由説明は、諮問庁内部の職務処理上の記録文書がいかなる名称として記録保管されているかは、外部の一般市民から知り得ないことを奇貨として、個人情報の不特定を理由に開示請求権を拒む姿勢であり、個人情報開示請求権を明らかにした法を潜脱するもので許されない。

なお、下記第 3 の 1（4）にある別紙の 2 に掲げる文書 1 の開示を受けた事実はない。

イ 開示請求書に記載された「②特定個人 A に関する事」について

諮問庁の原処分 2 が維持されるべきとする理由は、「相続人である

という理由のみで特定個人Aの個人情報について、審査請求人が本人となることはないと考え」というが、開示請求している特定個人Aの特定病院が医療等で業務上作成を義務づけられている診療記録は、民法711条により被害者の配偶者の立場で、非財産的損害（慰謝料等）の賠償対象となる貴重な文書類である。換言すれば、審査請求人の慰謝料請求権を基礎づける資料であるから、特定個人Aの配偶者妻である審査請求人は、自己固有の権利行使を基礎づける個人情報として、配偶者特定個人Aの診療記録を審査請求人の個人情報として、開示請求し得ることは、判例でも確認されているところである。

諮問庁（特定病院）は、自分が民法711条等による医療過誤訴訟の被告とされることを恐れて、開示請求を拒絶しているのが本音である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分1について

下記の理由により、原処分1の維持が適当と考える。

(1) 開示請求に係る保有個人情報の名称等

開示請求書に記載された「①審査請求人に関する事」
※別紙の1(1)及び(2)

(2) 原処分1（開示決定）の概要

特定した文書について、全部開示する。

(3) 審査請求の趣旨

開示対象の特定から漏れた別紙の3に掲げる保有個人情報についても開示するよう要求する。

(4) 原処分1の維持が適当と考える理由

審査請求により、追加で開示を求められた保有個人情報について、改めて特定すべきものであるか検討したが、当初開示請求された文書に該当するとして追加で特定するものはなかった。よって、原処分1の維持が適当であると考え。

なお、別紙の3(2)に掲げる「特定年月日〇付追加質問に関して説明した内容」については、別紙の2に掲げる文書1に記録された保有個人情報に該当するものであり、開示の実施が済んでいることを申し添える。

2 原処分2について

以下の理由により原処分2の維持が適当と考える。

(1) 開示請求に係る保有個人情報の名称等

開示請求書に記載された「②特定個人Aに関する事」
※別紙の1(3)及び(4)

(2) 原処分2（不開示決定）の概要

開示請求者は法12条に規定する保有個人情報に対する開示請求権を有しないため、不開示とする。

(3) 審査請求の趣旨

審査請求人は特定個人Aの妻であり相続人でもあるので、特定個人Aの診療録等の情報は、同時に審査請求人の個人情報でもあるので、法12条の「自己を本人とする保有個人情報」に該当する。よって、開示するよう求める。

(4) 原処分2の維持が妥当と考える理由

審査請求人は、特定個人Aの保有個人情報についても、審査請求人が本人として開示請求権を有すると主張するが、相続人であるという理由のみで、特定個人Aの診療情報について、審査請求人が本人となることはないと考える。よって、原処分2の維持が妥当であるとする。

(5) 補足

審査請求書の「3, 開示を申し出た保有個人情報が記録された文書」に記載されている「3, 患者特定個人Aにかかる診療録中の、特定年月日」実施の心電図検査記録の一切については、当初開示請求書に記載がなく、開示請求対象とされていないものであり、当該文書については審査請求の対象とはならない。

なお、特定個人A氏を診療した特定病院では、「診療情報の提供等に関する指針」に基づくカルテ等開示の制度を設け、患者家族（遺族）へのカルテ開示も行っている。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成31年1月30日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月26日 審議
- ④ 同年3月4日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同月12日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、請求保有個人情報1につき本件対象保有個人情報を特定し、全部開示する原処分1を行い、請求保有個人情報2につき、法12条1項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当せず、審査請求人は開示請求権を有しないとして不開示とする原処分2を行った。

審査請求人は、原処分1につき、別紙の3に掲げる保有個人情報が原処分から漏れている旨主張するとともに、原処分2につき、審査請求人は、特定個人Aの妻であり相続人でもあるので、特定個人Aの診療録等の情報

は、同時に審査請求人の個人情報でもあるとして、原処分の取消しを求めている。

これに対し、諮問庁は、原処分の維持が適当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性及び請求保有個人情報2の審査請求人を本人とする保有個人情報該当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件対象保有個人情報の特定について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件請求保有個人情報のうち請求保有個人情報1に該当する保有個人情報として、本件対象保有個人情報を特定し、その全てを開示する原処分1を行った。

イ 審査請求人は、審査請求書において、別紙の3に掲げる保有個人情報が原処分1から漏れている旨主張しているが、以下の理由により、審査請求人が主張する保有個人情報は、本件開示請求の対象とすべき保有個人情報ではないと判断した。

(ア) 審査請求人が特定漏れと主張する別紙の3(2)に掲げる保有個人情報のうち「特定年月日〇付追加質問書に関して説明した内容」に該当する保有個人情報は、原処分1において、別紙の2に掲げる文書1に記録された保有個人情報として既に開示している。

(イ) 審査請求人が特定漏れと主張する別紙の3(3)に掲げる保有個人情報及び同(4)に掲げる保有個人情報のうち「特定年月日〇付追加質問書の返却を審査請求人が求めたのに対して「(略)」と答えた顛末を電話録取した内容の文書」については、請求保有個人情報1のいずれにも該当せず、本件開示請求の対象とすべき保有個人情報ではない。

(ウ) その余の審査請求人が特定漏れと主張する保有個人情報については、一般的な口頭でのやり取りにすぎないため、その内容を記録した文書を作成しておらず、また、審査請求人から提出された追加質問書についても、既にその用途を達成していることから本件開示請求時点では破棄されていたと考えられ、患者対応綴や診療記録等の事務管理担当課である医事課が保存している全ての文書を改めて探索したが、該当する保有個人情報は発見されなかった。

ウ なお、諮問に当たり、改めて機構の特定病院の担当課の執務室及び書庫等を探索したが、本件対象保有個人情報の外に、請求保有個人情報1に該当するとして追加して特定すべき保有個人情報は確認できなかった。

(2) 当審査会において、別紙の2に掲げる文書1に記録された保有個人情報の内容を確認したところ、審査請求人が特定漏れと主張する「特定年

月日〇付追加質問書に関して説明した内容」と認められる記述が確認できることから、上記（１）イ（ア）の諮問庁の説明は首肯できる。

また、本件開示請求書の開示を請求する保有個人情報として添付されている別紙（別紙の１（１）ないし（４））の記載を確認したところ、その記載からは、別紙の３（３）に掲げる保有個人情報及び同（４）に掲げる保有個人情報のうち「特定年月日〇付追加質問書の返却を審査請求人が求めたのに対して「（略）」と答えた顛末を電話録取した内容の文書」について、本件請求保有個人情報のいずれにも該当するとは認められない。

さらに、本件対象保有個人情報の外に請求保有個人情報１の対象として特定すべき保有個人情報を保有していないとする上記（１）イ及びウの諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められない。

- （３）したがって、請求保有個人情報１の開示請求につき、機構において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当である。
- 3 請求保有個人情報２の審査請求人を本人とする保有個人情報該当性について
- （１）法は、個人情報の取扱いに関連する個人の権利利益を保護することを目的とするものであることから、法における「個人情報」の範囲を「生存する個人に関する情報」に限っており、開示請求対象として予定するのは、「生存する個人に関する自己を本人とする保有個人情報」のみであるが、死者に関する個人情報であっても同時に遺族等の個人情報となる場合には、当該遺族が、自己を本人とする個人情報として開示請求を行うことができると解される。
- （２）審査請求人が開示を求めている請求保有個人情報２は、死者である特定個人Ａの心エコーの画像写真や報告所見、急変後短期間のうちに（略）が確認された日時が記録された診療録等であると認められるところ、審査請求人は、「審査請求人は、特定個人Ａの妻であり相続人でもあるので、特定個人Ａの診療録等の情報は、同時に審査請求人の個人情報でもある」旨主張する。
- （３）しかしながら、本件開示請求書、審査請求書及び意見書において、死者である特定個人Ａの個人情報が同時に遺族である審査請求人の個人情報となる特段の事情を認めることはできず、また、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、請求保有個人情報２が記録された診療録等について確認させたところ、同診療録等には審査請求人を識別することができる情報は記録されていない旨説明しており、これを覆すに足りる特段の

事情も認められない。

(4) したがって、死者である特定個人Aの個人情報である請求保有個人情報2が、同時に遺族である審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、請求保有個人情報1につき、本件対象保有個人情報を特定して開示し、請求保有個人情報2につき、法12条1項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示とした各決定については、機構において、本件対象保有個人情報の外に請求保有個人情報1の開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であり、請求保有個人情報2は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないと認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙

1 本件請求保有個人情報

①審査請求人に関する事，②特定個人Aに関する事

- (1) 特定年月日P付医療安全委員会から審査請求人に渡した書面で「審査請求人による…質問に対する口頭，電話，文書での繰り返し説明」とある，特定病院が審査請求人に対して繰り返し説明したという「口頭，電話，文書での繰り返し説明」を記録した審査請求人及び特定個人Aの個人情報ファイル等ないし記録文書
- (2) 特定病院から審査請求人に対して行った，特定個人Aの診療経過に関する説明を記録した文書（審査請求人の個人情報）
- (3) 特定年月日J，特定病院が特定個人Aに対して同日特定時間急変の前後に実施した心エコーの画像写真あるいは心エコーの報告所見（特定個人Aの個人情報）
- (4) 特定病院代理人特定個人Bが審査請求人代理人特定個人Cに対して特定年月日S付け回答で，「6 特定個人Aにおかれましては，急変後短期間のうちの（略）が確認されております」とある，急変後短期間のうちに（略）が確認された日時，とはいつであるか記録した診療録その他の文書（特定個人Aの個人情報）

2 本件対象保有個人情報が記録された文書

- 文書1 医事課長患者対応記録の「特定年度特定月経緯報告」審査請求人に係る電話対応記録（特定年月日M及び特定年月日Oの記録）
- 文書2 医事課長患者対応記録の特定年月日T付けで特定病院代理人から審査請求人に送付した「ご質問に対する御回答」
- 文書3 外来診療録（特定科）の「症状・経過・処置・結果・投薬」記録用紙（特定年月日C及び特定年月日Dの記録）
- 文書4 入院診療録（特定科，特定期間A入院分）の以下の文書
 - ア 手術説明・同意書（特定年月日A）
 - イ 輸血のための説明・同意書（特定年月日A）
 - ウ 「症状・経過・処置・結果・投薬」記録用紙（特定年月日A及び特定年月日Bの記録）
 - エ 看護記録3－（2）看護経過用紙（フォーカスチャート）（特定年月日B）
- 文書5 入院診療録（特定科，特定期間B入院分）の以下の書類
 - ア 手術説明・同意書（特定年月日E）
 - イ 「MESSAGE TO OTHER STAFF」（特定年月日F）

ウ 「症状・経過・処置・結果・投薬」記録用紙（特定年月日 E 及び特定年月日 F の記録）

文書 6 入院診療録（特定科，特定年月日 C 入院分）の以下の書類

ア 手術説明・同意書（特定年月日 I 手術用）

イ 輸血及び血漿分画製剤使用のための同意書（特定年月日 I 手術用）

ウ 「症状・経過・処置・結果・投薬」記録用紙（特定年月日 G，特定年月日 H 及び特定年月日 J の記録）

3 審査請求人が開示を求める保有個人情報

(1) 特定年月日 L に特定部長が審査請求人に対し，特定個人 A のカルテ虚偽記載に関する疑問，について説明した内容

(2) 特定年月日 O，特定医事課長，総務課長が審査請求人に対し，特定年月日 N に審査請求人宅へ送付された特定部長の返事，特定年月日 O 付追加質問書に関して説明した内容及びその場で提出した追加質問書

(3) 特定年月日 Q 付審査請求人に対する特定副院長からの，審査請求人の説明要求に対する回答文書

(4) 特定年月日 R，審査請求人からの特定個人 A の診療録の全てを開示するようにとの要求に対し，特定医事課長が電話で回答した内容と示す文書及び特定年月日 O 付追加質問書の返却を審査請求人が求めたのに対して「私の一存では返せません」と答えた顛末を電話録取した内容の文書